

## 第1章 弁護士坂和章平のホームページ

⇒ホームページアドレス

www.sakawa-lawoffice.gr.jp

ホームページ目次

1. 坂和総合法律事務所の概要
  - ・・・坂和総合法律事務所ってどんなところ？
2. 求人・採用
  - ・・・就職希望の方へ
3. 事件紹介
  - ・・・阿倍野再開発・モノレール訴訟・門真土地区画整理事業など
4. 講演・講義
  - ・・・弁護士坂和章平が行なった大学・各種団体等での講義・講演・シンポジウムなどを掲載
5. 著書（単著・共著）
  - ・・・弁護士坂和章平が出版した著書を紹介
6. 論文・小論文など
  - ・・・弁護士坂和章平が雑誌等で発表した論文や小論文を紹介
7. その他読み物（随想・コラムなど）
  - ・・・弁護士坂和章平が書いたさまざまなコラム。小稿など
8. 新聞掲載のページ
  - ・・・弁護士坂和章平の新聞掲載記事を紹介
9. 坂和章平による映画の採点と評論
  - ・・・結構すごい本数。そして映画評論も充実・・・。
10. 趣味のページ
  - ・・・1) フィットネス 2) ゴルフ 3) 映画 4) ミュージカル・演劇・落語  
5) 将棋 6) カラオケ 7) レコード 8) 旅行記 9) 交遊録  
と多趣味な弁護士の趣味のページ。旅行記などは内容充実・・・。

## 第2章 自己紹介

1. 経歴
  - (1) 昭和24(1949)年、愛媛県松山市生まれ。中学・高校を松山で過ごす。——資料①
    - ①松山は司馬遼太郎「坂の上の雲」の舞台  
(明治日本の秋山好古・真之兄弟+正岡子規を主人公としたベストセラー)
    - ② 人口30万人の地方都市の良さ
      - ・道後温泉 ・きれいな街(城山・観光地)
      - ・便利(買物、映画、遊び) ・社会資本充実(学校など)
    - ③ 進学校(6年制一貫教育、男子校)の良いところ・悪いところ
  - (2) 昭和42(1967)年・阪大法学部入学、昭和46(1971)年・阪大法学部卒業。
    - ① 70年安保の時代(佐藤首相訪米阻止)
    - ② 学生運動(全学封鎖、東大安田講堂事件) - ビラ作りとアジ演説
    - ③ 団塊の世代
  - (3) 司法試験の勉強(独学)  
昭和45年1月26日(21歳の誕生日)～46年10月(1年半)——資料②
  - (4) 昭和47(1972)年・司法修習性(26期)、昭和49(1974)年・大阪弁護士会登録。  
→1)公害問題 2)消費者問題 3)都市問題
2. 坂和弁護士の仕事内容
  - (1) 一般の弁護士業務は一般民事中心。事件数は多い。
  - (2) ライフワークは都市問題・都市計画・まちづくりの領域。
  - (3) 執筆活動(出版、論文、映画評論)
  - (4) 講演(まちづくり、交通事故、保険、法律問題一般など)
  - (5) 坂和法律事務所独自の仕事システム(事務局の重視)  
——事務局提要(ホームページ)参照
  - (6) 司法改革とのかねあい  
——法曹人口の拡大、ロースクールとの関連
3. 坂和弁護士の趣味
  - (1) 将棋(教育TV・日曜日朝10:00～12:00)
  - (2) カラオケ  
(ナツメロ・演歌から、あゆ、鬼束、ZONE、kinkiまで)
  - (3) 映画・演劇・ミュージカルの鑑賞+映画評論——資料③
    - ① ジョン・グリシャム原作 リーガルサスペンス映画の面白さ  
「法律事務所」、「ペリカン文書」、「依頼人」、「評決のとき」、  
「レインメーカー」、「相続人」など。
    - ② 最近 「ロード・オブ・ザ・リング」、「トータル・フィアーズ」、「インソムニア」、  
「ウィンドトーカーズ」など 毎月4、5本
  - (4) ゴルフ
  - (5) フィットネス通い(自転車、ステップ、マラソン)
  - (6) 旅行(記)(大連、西安、敦煌)
  - (7) 友人・依頼者との食事会・飲み会
4. 情報収集(アンテナ張り)の重要性
  - (1) 新聞(朝日、日経、読売、毎日、産経)のスクラップ
  - (2) 弁護士以外の業種(コンサル、朝日21スクエア、各種企業)との交流
  - (3) 趣味の付き合いからの情報

## 第3章 都市再開発問題への取り組み

1. 大阪モノレール訴訟(82年～94年)
  - (1) 大阪モノレール訴訟とは
    - ・S字ルートの決定
    - ・そのために250世帯の立退き
    - ・S字ルートに合理性はあるか
    - ・都市計画決定、事業認可の取消訴訟
  - (2) 問題点  
行政の都市計画決定、事業計画決定の(不)合理性=裁量権の範囲
2. 大阪駅前研究会
  - (1) 84年5月 第2ビル問題発生→前代未聞の「商人デモ」
  - (2) 問題点
    - ・都市再開発事業の独立採算性

- ・ビルづくりだけで、まちづくりではない
- ・管理費・水光熱費にあえぐ店舗

### 3. 阿倍野再開発訴訟

- (1) 第2の大阪駅前ビルにするな！（84年頃）
- (2) 事業計画決定取消訴訟の提起（84年9月）
  - 大阪地裁昭61・3・26（判時1215号25頁）
  - 大阪高裁昭63・6・24（判時1283号21頁）
  - 最高裁判決平4・11・26
- (3) 争点＝二種事業の事業計画決定の争訟成熟性はあるか？  
行政処分性はあるか？ →高裁で勝訴
- (4) 判決後の動き
  - ① バブルが崩壊し、小康状態
  - ② 01年11月  
1350億円の赤字、780億円の赤字補填
  - ③ 02年5月 都市計画変更  
高さ 63階建て⇒31階建て  
延べ床面積 41万6000m2⇒28万9000m2
  - ④ 02年度内 事業者を決めるコンペを実施  
(アメリカの不動産投資信託、サイモン・プロパティ・グループの参加)
- (5) 都市再生緊急整備地域に指定（02年7月）

### 4. 弁護士業務の1部としての都市問題（まちづくりの相談）の展開

- (1) 再開発問題、区画整理問題、マンション建設反対等
- (2) 坂和のスタンスは何でも反対ではない。権利者住民は勉強しろ、建設的意見を持って、それを提案せよ。
- (3) 芦屋での震災復興区画整理事業によるまちづくり、まち協の顧問として活動

(95年～00年)

- (4) 具体的活動は
  - ① 現地での相談、「考える会」をつくれ、勉強会の支援
  - ② 講演、講義、シンポ、出版
  - ③ 訴訟依頼

### 5. 『岐路にたつ都市再開発』出版（87年）

- (1) 事業完了の133地区をパソコンで入力し、①土地②人③カネ④床の視点から分析
- (2) 提言
  - 都市再開発のあり方と方向性を検討する前提としての2つの確認
    - ① 都市再開発の目的の確認
    - ② 再開発手法の多様性の確認
  - 都市再開発事業を改善するための3つの視点
    - ① 手段と目的を混同してはならない
    - ② 長期的計画を樹立しなければならない
    - ③ 再開発事業に対する住民参加の必要性
  - よりよき都市再開発事業を実現するための4つのプロポーザル（提言）
    - ① 独立採算制修正の提言
    - ② 合意形成の促進のための提言（事業準備段階における制度の整備の提言）
    - ③ 住民参加の提言（情報の公開と計画アセスメントの実施を求めて）
    - ④ 管理・運営問題についての提言

## 第4章 破綻する都市再開発

### 1. 再開発コーディネーター協会、Qの会（異業種交流）

- (1) 「有識者懇話会」への参加（01年5月、7月）
  - ① 再開発をとりまく状況のきびしさ
  - ② 再開発プランナー資格のあり方
  - ③ 今後のまちづくりのあり方
- (2) 都市再生戦略チームへの提言（02年9月）  
——都市再生の「骨太の方針」（公共性概念の再構築など）

### 2. 「再開発の優等生」川西市でシンポ（01年10月）——資料④

行きつまる駅前再開発→全国市町村連絡協議会旗揚げ

### 3. 近時の事件

- (1) 三重県久居市再開発調停（01年2月～）——資料⑤  
調停申立の意義——久居再開発の問題点を明確にして解決の方向性を提示
  - ① 久居再開発の問題の本質は？  
銀行の貸付金の回収問題は一部分にすぎない。  
問題の本質は、保留床が処分できず、組合が解散できず、管理問題、賃貸問題などを先送りしていること、また市、市議会、3セクが無責任な対応を続けてきたこと。
  - ② 坂和弁護士の役割  
調停申立という方法によって、
    - ・久居再開発の問題点の本質を明確にし、この問題点を公表し、
    - ・保留床処分（銀行の損切り処理）による早期解決
    - ・3セクの機能回復
 を目指す。
  - ③ 調停の解決を妨げるもの（抵抗勢力）
    - ・市、市議会、3セク、銀行、参加組合員、再開発組合、管理組合等すべての関係者のセクト主義と官僚主義、そしてスピード不足と決断力のなさ。
    - ・今までの人間関係、人脈に関連するムラ社会的構造。
- (2) 岡山県津山市再開発（01年10月～）——資料⑥
  - ① 津山市中央街区再開発の問題点
    - ・事業費270億（ゼネコン未払い30億）
    - ・99年4月 アルネ津山オープン  
キーテナント（天満屋）
    - ・まちづくり株式会社（三セク）の役割
    - ・公共による保留床買いとり（音楽文化ホール、図書館）
  - ② 各種訴訟
    - ・組合員への賦課金決議（再開発法39条）の有効性
    - ・再開発組合の破産能力の有無
- (3) 川西市再開発調停（公的資金投入で解決）（02年4月）  
→01年9月4日調停申立

### 4. 「地価の右肩上がり」を前提としない再開発のあり方」の議論

- (1) 大規模な保留床に依存しないで成立する再開発の仕組みの検討

(2) まちづくり事業としての公共的位置づけの明確化

(3) 合意形成、権利調整手法の多様な展開

(4) 時限性と多数決原理の確立

しかし、問題点は次の点。

(1) 誰がいつまでにどのような権限や組織体制で行動に着手するか

(2) 日本全体の民主主義の形骸化、集団無責任体制、問題先送り体質へのメス

(3) 地価の安定、不動産の信用回復を基礎とした不良債権処理の道筋が不可欠

(4) 経済不況の克服が不可欠

#### 5. 再開発事業再構築のための各種提案（技術論）

(1) 01年10月、全国市町村再開発連絡会議発足

→アンケートを実施し、課題、提案を集約

（→どこも概ね同じ内容）

(2) 商業床の再配置、リニューアルの必要性

→マンション建替円滑化法の権利変換システムが活用できないか？

(3) 再開発ビルの保留床活用のための各種制度、補助金の活用は大切（一覧表作成、国民への周知徹底を含む）。しかしこの構造だけでよいのか？大いに疑問。→補助金行政の限界

#### 6. 破綻する都市再開発へのテコ入れの決断

(1) 新しい都市再生の政策はそれでOK

(2) しかし、再開発組合の破綻、破産が現実問題に

（三セクの破綻は既に日常茶飯事）

——駅前再開発ビルが外資や風俗営業に！

(3) 不良債権処理が遅れた理由＝銀行や大蔵省がその情報を隠ぺいしたこと

→不良再開発事業の情報公開（経理公開）は不可欠

(4) その上で、勝ち組（公的資金投入）と負け組（破綻）を仕分けすべき

### 第5章 都市問題に関する主な出版

1. 昭和57年8月 大阪モノレール訴訟提起（平成6年完了）

→平成7年4月 『ルートは誰が決める？—大阪モノレール訴訟顛末記』出版

2. 昭和59年5月 大阪駅前ビル商人デモ——大阪駅前問題研究会参加

→昭和60年 『苦悩する都市再開発』出版（共著）

3. 昭和59年9月 阿倍野再開発訴訟提起

→平成元年2月 『阿倍野再開発訴訟の歩み』出版（共著）

4. 昭和62年7月 『岐路に立つ都市再開発』出版（共著）

<その問題意識>

(1) 大阪駅前研究会での学習から再開発そのものに興味をもった

(2) 具体例（134例）の分析（土地・人・カネ・床の視点から）

(3) 都市再開発が岐路に立っていることを指摘→改善の方向を実践的にプロポーザル

5. 平成2年3月 『都市づくり・弁護士奮闘記』出版

6. 平成7年8月 『震災復興まちづくりへの模索』出版（共著）

7. 平成8年5月 『まちづくり法実務体系』出版（共著）—資料⑦

<その問題意識>

(1) キーワード＝まちづくり法の複雑性・難解性

(2) まちづくり法に国民が興味をもち、それを広げ定着させる必要性を痛感

(3) 体系化の試み

8. 平成11年11月 愛媛大学法文学部で「都市法政策」4日間集中講義

→平成12年7月 『実況中継 まちづくりの法と政策』出版

<その問題意識>

(1) まちづく法の知識ではなく、切り口を示す

(2) 戦後55年の検討（総括）と今の学生（若者）の問題意識

(3) 学生（若者）と民主主義、政治、経済、社会、まちづくりをどう結びつけるか

<その評価>

平成13年5月 日本都市計画学会「石川賞」受賞

（「弁護士活動を通じた都市計画分野における顕著な実践  
および著作活動」）

日本不動産学会「実務著作賞」受賞

（『実況中継 まちづくりの法と政策』）

9. 平成13年7月 『Q & A 改正都市計画法のポイント』出版（共著）

<その問題意識>

——2000年5月都市計画法の大改正（2001年5月施行）

(1) 32年ぶりの大改正（「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」へ）

(2) 線引き制度、開発許可の見直しetc.

(3) パブリックコメントの実施

(4) 改正の狙いはわかるが、より複雑かつ難解に。

→シンプル化の必要性をさらに痛感

10. 平成14年9月 『実況中継 まちづくりの法と政策PARTII—都市再生とまち

づくり』出版

統一テーマ 都市再生とまちづくり

キーワード ・戦後56年

・破綻する都市再開発

・小泉改革

### 第6章 日本の都市法制のしくみ

——まちづくり法の複雑性と難解性

#### 1. 参考書

(1) 坂和章平（共著）『まちづくり法実務体系』（新日本法規）

(2) 坂和章平『実況中継 まちづくりの法と政策Ⅰ、Ⅱ』（日本評論社）

(3) 五十嵐敬喜ほか『都市計画—利権の構図を超えて』（岩波新書）

(4) 伊藤滋『市民参加の都市計画』（早稲田大学出版部）

2. 母なる法「都市計画法」を中心とした膨大な数の法律（プラス政令、通達、要綱）

図は省略します

#### 3. その特徴

(1) 絶対的土地所有権

- (2) 線引き・色塗り・数値による都市計画
- 都市計画区域 (973 万ha)
    - └─市街化区域 (142 万ha)
      - └─市街化調整区域 (380 万ha)
      - └─白地区域 (451 万ha)
    - └─都市計画区域外 (2805 万ha)
  - 地域地区 (用途地域・特別用途地区)
  - 容積率・建ぺい率・高さ制限・斜線制限
- (3) 国家主導の都市計画
- (4) メニュー追加方式 (メニューの洪水)
- < 1997. 3月末現在 >

## 第7章 都市法の時代区分

——戦後日本の都市法制のあゆみ

1. (1 全総) (昭和37~43年)
  - 池田勇人内閣——所得倍増計画
  - 高度経済成長の時代
  - 拠点開発方式・重化学コンビナート・新産都市
  - 昭和30年代後半から公害問題を中心とした都市問題噴出
  - 戦後最初の地価高騰
2. (2 全総) (昭和44年~52年)
  - 昭和43年 自民党、田中角栄「都市政策大綱」発表
  - 日本で最初の都市政策→「日本列島改造論」へ
  - └─都市計画法全面改正
  - 昭和43、44年 都市三法
    - └─建築基準法改正
    - └─都市再開発法制定
  - 戦後2回目の地価高騰、乱開発、公害問題深刻化
3. (3 全総) (昭和52年~58年)
  - 大平正芳内閣——低成長、定住圏構想、地方の時代
  - オイルショック (昭和48年)
  - 都市問題解決の方向 (内省の時代)、地価高騰抑制
  - 日影規制導入、条例による上のせ・横出し規制
  - 昭和55年都市三法の改正 (地区計画・日影規制)、乱開発の防止
4. (4 全総) (昭和58年~)
  - 中曽根康弘内閣——アーバン・ルネッサンス (都市復興)
  - 内需拡大・規制緩和、民活路線推進
5. バブル時代の土地対策
  - (1) 昭和62年10月16日「緊急土地対策要綱」-地価高騰への対処法  
(昭和62年9月NHK「土地はだれのものか」放映)  
土地取引の適正化
    - 投機的取引の規制-監視区域の制度創設
    - 不動産業者の指導
    - 金融機関への指導 (不動産融資の総量規制)
  - (2) 昭和63年6月28日-「総合土地対策要綱」(閣議決定)  
5つの基本的認識
    - 土地の所有には利用の責務が伴う
    - 土地の利用に当たっては公共の福祉が優先する
    - 土地の利用は計画的に行わなければならない
    - 開発利益はその一部を社会に還元し、社会的公平を確保すべき
    - 土地の利用と受益に応じて社会的な負担は公平に負うべき
  - (3) 土地基本法の制定 (平成元 (1989) 年12月)
    - ① 理念法か実定法か→理念法
    - ② 土地所有権論争不十分→政策的立法
    - ③ 土地利用計画の位置づけ不十分
6. 土地基本法後の立法
  - 都市計画法・建築基準法の大幅改正 (平成4 (1992) 年6月)
  - (1) 用途地域を細分化 (8→12)→施行から3年以内に用途地域の見直し・指定替
  - (2) 誘導容積制度 (目標容積率と暫定容積率を区分して設定)
  - (3) 市町村まちづくりマスタープランを創設
  - (4) 地区計画制度の拡大 (市街化調整区域への)
  - (5) 都市計画区域外での建築規制その他
7. バブル崩壊 (平成2 (1990) 年夏) 以降の土地問題
  - 平成2 (1990) 年夏以降・「バブル経済崩壊」
8. 細川内閣の誕生と土地政策
  - 平成5 (1993) 年7月総選挙-細川連立内閣成立 (8月)~1994年4月
  - (1) 政・官・財のトライアングルによる癒着の暴露 (とくに建設業界)
    - 政治改革・行政改革 (許認可の削減等) の推進
    - 中央集権機構を解体し、本当の民主主義の実現を目指す
  - (2) 地方分権の提唱 (国家高権から真の地方分権へ)
    - 上からのマスタープラン————→ 下からのマスタープラン
9. 橋本龍太郎政権の登場
  - (1) 橋本「行政改革」
    - ① 1996年10月 総選挙
    - ② // 11月 橋本首相、行政改革会議設置
    - ③ 1997年12月 最終報告 (1府12省庁)
    - ④ 1998年6月 中央省庁改革基本法成立 (2001年に新体制)
    - ⑤ // 6月 中央省庁等改革推進本部発足 (本部長 橋本首相)
    - ⑥ // 7月 参院選挙 自民党大敗、橋本退陣、小淵内閣発足
    - 行政改革実施をめぐる政と官の攻防
    - ⑦ 1999年7月 中央省庁改革関連法可決成立
    - ⑧ 2001年1月 中央省庁再編、1府12省庁
  - (2) 橋本「地方分権」
    - ① 1995年5月 地方分権推進法制定
    - ② // 7月 地方分権推進委員会発足
    - 1~5次の勧告 (機関委任事務の廃止、補助金見直し)
    - ③ 1998年5月 地方分権推進計画を閣議決定
    - ④ 1999年7月 地方分権推進一括法案可決・成立
    - ⑤ 2000年4月 地方分権一括法施行
      - 機関委任事務の廃止→自治事務と法定受託事務に分類
      - 都市計画の権限を市町村に大幅に委譲

○法定外目的税の創設が「許可制」から「同意を要する協議」に

→○石原都知事、銀行への「外形標準課税」

○北川三重県知事「産業廃棄物埋立税」

(3) 土地政策の大転換

① 新総合土地政策推進要綱の閣議決定（1997年2月）

○土地対策の目標－地価抑制から土地の有効利用へ転換

・土地有効利用の促進――低・未利用地の利用促進

├――密集市街地の再整備の促進等  
└――良質な住宅・宅地の供給の促進による土地有効利用

・土地取引の活性化の促進

・土地政策の総合性・機動性の確保

② 都心居住拡大を目指す「高層住居誘導地区」の創設

（最高400%→600%の容積率の緩和）（1997年6月）

③ 密集新法制定（1996年5月）

④ 定期借家権が議員立法により成立（1999年12月）

10. 橋本退陣～小淵内閣～森内閣

(1) 1998年7月 参院選挙 自民党大敗・橋本退陣、小淵恵三内閣成立

○経済危機・金融危機・日本沈没の危機・経済再生内閣

○1998年10月 金融再生法案が成立

○1999年4月 石原慎太郎東京都知事誕生

(2) 1999年10月 小淵改造内閣発足→「自自公」連立政権の発足

(3) 00年4月 自由党分裂（保守党の誕生）（小沢一郎連立離脱）

(4) 小淵総理緊急入院（00年4月2日）→死亡→内閣総辞職

→森内閣発足（00年4月5日）（5人組）（自公保連立政権）

(5) 00年6月 衆議院総選挙

→自公保維持（とりあえず変化なしの選択）

○00年10月 田中康夫長野県知事誕生

○00年11月 加藤紘一の乱（加藤政局）発生→収束

○01年4月6日「緊急経済対策」を決定

①金融再生と産業再生 ②証券市場の構造改革 ③都市再生・土地の流動化

④雇用の創出とセーフティネット ⑤税制

11. 小泉内閣の発足（01年4月）→後述のとおり

第8章 小泉内閣の発足と小泉都市再生

1. 01年4月 自民党総裁選挙（橋本VS小泉）――小泉純一郎選出

→小泉内閣発足、80%の支持率

2. 聖域なき構造改革

(1) 経済財政諮問会議（骨太の方針 01年6月21日）（竹中平蔵経済財政担当相）

① 不良債権の早期（2、3年）処理

② 財政構造改革（歳出の見直し、国債発行を30兆円以下に）

③ 経済の再生（IT国家の足固め）etc.

(2) 行政改革・規制改革（石原伸晃行革担当相）

特殊法人、認可法人の改革・廃止

→特殊法人等改革推進本部中間まとめ（01年6月22日）

163の特殊・認可法人のうち157法人について統廃合、民営化  
――日本道路公団など

(3) 地方分権

地方交付税の見直し・財源移譲

(4) 公共事業ビッグバン（大改革）

国土交通省独自案発表（01年6月21日）

→①大規模ダム事業は実施計画調査の新規着手を凍結

②高速道路の未事業化区間は採算性を精査し、整備手法を見直し

③約800の事業を再評価、進ちょくの見込みがない場合は中止

道路特定財源の一般財源化

3. 日中、日韓、日米、米中、中台の外交関係緊張化

(1) 日中（台湾李登輝ビザ問題、セーフガード問題、ODA－政府開発援助－問題

領土問題、教科書問題、靖国参拝問題）

(2) 日韓（教科書問題、靖国参拝問題）

(3) 日米（戦域ミサイル防衛――TMD構想問題、基地問題、集団的自衛権）

――映画「パールハーバー」の上映

(4) 米中（軍用機接触事故、台湾への潜水艦売却）

(5) 中台（軍事演習――軍事行動の可能性）

4. 国際関係緊張化

――アメリカの同時多発テロ発生（01年9月11日）

(1) テロか戦争か

(2) 文明の衝突か

(3) 日本の役割は

(4) 憲法は、自衛隊は（テロ特措法）

(5) 政治家・国民は役割を果たしているか

5. 小泉都市再生の具体的な内容と新たな法律群

(1) 都市再生本部発足（01年5月）

小泉首相が本部長に就任

――所信表明演説（4/26）

「都市の再生と土地の流動化を通じて都市の魅力と国際競争力を高め  
ていく」

(2) 都市再生特別措置法の施行（02年6月）――資料⑧⑨⑩⑪

(3) 都市再生緊急整備地域の指定（02年7月）――資料⑫

(4) マンション建替え円滑化法（02年6月）――資料⑬

(5) 区分所有法改正（02年秋頃の予定）――資料⑭

建替え決議（4/5）

(6) 総合規制改革会議――経済特区構想

(7) 構造改革特区推進本部――「構造改革特区」の基本方針（02年9月）

――02年8月までに自治体から426件の提案

――02年10月推進プログラム策定予定

――資料⑮

## 第9章 小泉都市再生の歴史的的位置づけ

### 1. 大きな流れ

- (1) 池田内閣（「もはや戦後ではない」）
- (2) 田中内閣（「都市政策大綱」「日本列島改造論」「近代都市法」）
- (3) 中曽根内閣（「規制緩和」「内需拡大」）
- (4) 細川内閣（93年）「生活者利益優先の時代」「責任ある変革」
- (5) 橋本内閣（「六大改革」）
- (6) 小泉内閣登場（01年4月）
  - ① 経済・財政の構造改革（不良債権処理、新規国債発行枠を30兆円に抑制）
  - ② 行政の構造改革（郵政3事業の民営化、特殊法人の廃止・統合）  
→01年6月「骨太の方針」

### 2. 小泉都市再生の政治的・経済的側面

- (1) 自民党との確執
  - ① 細川内閣  
自民党政治を打破することによって生活者優先の政治、政官財のトライアングルの打破を目指す
  - ② 小泉内閣  
「自民党という政権与党の中だからできる」というスタンス
  - ③ 自民党内での勢力基盤が弱い小泉内閣による都市再生が成功するためには、国民の高い支持と、自民党抵抗勢力（従来の公共事業依存型、利益誘導型、国債依存型）による横ヤリの排除が不可欠  
細川内閣が「八頭立ての馬車」に乗った不安定な連立政権だったのと同じく、小泉内閣もこのような綱渡り的な政権
- (2) 公共事業をめぐる確執
  - ① 公共事業の削減（10%カット、3%カット）
  - ② 道路特定財源の見直し
  - ③ 都市再生等重点7分野への予算導入  
メリハリ予算実現をめぐる確執
  - ④ 「ミスター公共事業」亀井静香の動きなど
  - ⑤ 政治抗争、権力闘争であること認識
- (3) 経済不況（デフレ）の克服は可能か  
—— 景気対策か財政再建か？（二者択一は正しいか？）
  - ① 不良債権の処理
  - ② 国債発行の30兆円枠の維持
  - ③ 国際競争力（日本国債の格付け下落、外資の攻勢） e t c

### 3. 小泉都市再生の特徴とその評価

- (1) 官から民へ
- (2) スピードと時限性
- (3) 多数決原理の尊重  
⇒「小泉都市再生とまちづくり—法制度論の観点から」（坂和論文）  
（『都市住宅学』02年4月）
- (4) 都市再生「特区」——思い切った発想（差別化）とその政策化  
・石原慎太郎都知事「東京都にカジノの設置を」  
・経済特  
・規制緩和換価ら

## 第10章 事例検討～新しい都市法体系の下で必要な視点

1. 「独自条例なぜ無力」（読売新聞 平成14年7月16日）— 資料⑬  
——宝塚市パチンコ条例事件（最高裁判決 平14. 7. 9）  
（国や地方自治体が国民に行政上の義務の履行を求める訴えは、裁判の対象にならない）
  - 1 審 神戸地裁（平9. 4. 28）
  - 2 審 大阪高裁（平10. 6. 2）  
（市側の提訴を有効と認めた上で、市条例は違法と判示）
2. 「地区計画せめぎあい」（読売新聞 平成14年7月18日）— 資料⑭  
——国立マンション訴訟
  - 1 審 東京地裁 平14. 2. 14 （藤山雅行裁判長）  
（高さ20mに制限する市条例や地区計画は無効、4億円の損害賠償を認容）
  - 2 審 東京高裁 平14. 6. 7 （逆転）  
（市民側の訴えを不合法として却下）
3. 「軽井沢のマンション騒動」（日本経済新聞 平成14年7月13日）  
——指導要綱行政の効用と限界
4. トラスト方式（産経新聞 平成14年6月19日）  
——トラスト方式による平野郷の保存（NPO法人）
5. 「魅力なみなみ空堀発」（朝日新聞 平成14年5月18日）  
——任意のまちづくり運動（からほり倶楽部）
6. 中座ガス爆発事故（02年9月9日）——法善寺横丁の復興まちづくり
  - (1) 2.6mの横丁
  - (2) 建築基準法のカベ（建築確認）（4mの接道義務）
  - (3) 連担建築物設計制度（98年導入）の活用——資料⑮
  - (4) 地区計画、条例による特例は？（法律と条例）

## 第11章 都市問題検討の視点

1. 都市問題と政治（政策）・経済・社会・文化  
→日本の民主主義や政治・経済の動向のチェックが不可欠
2. 「都市づくりは百年の大計」の発想
3. 日本の都市法体系の不十分さの確認
  - (1) 日本の都市法体系は複雑かつ難解  
都市法体系、まちづくり法体系の根本的見直し必要  
→都市法の体系化・シンプル化（法律の統廃合）  
→戦後57年の膨大な都市法のチェックと整理  
——「まちづくり法実務体系」（96年5月）の試み
  - (2) 法律以外の要綱・通達の占めるウェイト大（国民には理解不能）
  - (3) マンションの建替え、都市の更新（再開発）などのテーマに立法措置が後追い

（日本的風土）

→都市再開発は、（可能なところ）で可、「必要なところ」では不可

→法の不備を反省し、その再編に取り組む必要あり

### 4. 見つめ直しの視点

- (1) 規制緩和、地方分権などの言葉が一人歩き。内実の議論が不十分
  - (2) 土地所有権（論）、まちづくりとは？土地利用とは？  
都市計画とは？規制（緩和）とは？の本質論の議論不十分  
——その都度、つけ焼き刃的に対処
  - (3) 住宅金融債権管理機構（97年7月）中坊公平弁護士のスタンス  
・不良債権回収のため、あらゆる法的手段を駆使（借り得は許さない）  
・スピード・効率・現場主義←旧日本型システムと正反対  
藤井良広著『中坊公平の闘い』（上）・（下）参照（01年 日経ビジネス人文庫）
5. 司馬遼太郎の遺訓
- (1) 『土地と日本人』（80年 中公文庫）（対談）  
「土地は国民の共有物だという大思想が日本に生まれる必要性」
  - (2) 風塵抄『日本に明日をつくるために』  
産経新聞平成8年2月12日（逝去当日）  
「住專の問題がおこっている。日本国にもはや明日がないようなこの事態に、せめて公的資金でそれを始末するのは当然なことである」  
「その始末の痛みを通じて、土地を無用にさわるのがいかに悪であったかを一略一国民の一人一人が感じねばならない。でなければ、日本国に明日はない」

## 第12章 坂和からの問題提起（今後の課題）

1. 再開発の破綻の現状とその分析が不可欠  
『区画整理・再開発の破綻』（01年10月 NPO法人 区画・再開発対策全国連絡会議編）
  - (1) 特に組合施行の再開発の破綻（保留床の売れ残り、キーテナントの撤退）  
→組合解散の可否
  - (2) 公的資金（補助金）投入の是非（公共性の判断）  
・再開発関連の各種3セク（駐車場会社、まちづくり会社）の役割、運命は？  
・市議会の役割、市長（行政）の指導力は？
  - (3) 破産（能力）の事例は？  
のたれ死にの事例は？  
競売→外資が次々と駅前ビルを取得か？
  - (4) 失われた10年の元凶である不良債権問題の再現か？
  - (5) 徹底した情報公開が必要  
→破綻の実体の公表  
・事業の収支公開の義務づけ（現状では全くわからない）
  - (6) 事業ごとにメリハリをつける必要性和その根拠を公表する必要性  
→助けるのか、切り捨てるのかの選択とその根拠の明示  
→これには市民参加が不可欠だし、参加しやすいテーマ（津山、久居、阿倍野の例）
2. 平成12年の都計法改正をどう定着させるか？
  - (1) 都市法全体の位置づけ、枠組み、大系の理解  
→「都市法をわかりやすく国民の手に」が大テーマ
  - (2) 都市計画区域のマスタープラン、線引きの選択制、準都市計画区域、地区計画などの土地利用計画（制度）を国民にどう理解させるか。
  - (3) 地方分権、市町村合併とあわせた都市計画決定の権限のあり方や決定システムの住民参加を国民にどう理解させるか。
  - (4) 委任条例により市の広がった市町村の自主性、住民自治をどう活用するか。  
→国立マンション事件、宝塚パチンコ事件の検討
3. 公共事業（の考え方）の転換は時代の流れ
  - (1) ミスター公共事業（亀井静香）も公共事業の削減を宣言（00年7月）
  - (2) 脱ダム宣言（長野県）、吉野川可動堰（徳島県）、中海干拓（島根県）の中止など
  - (3) 道路公団民営化（高速道路建設凍結）の議論（道路特定財源の一般化）
  - (4) 『美しい都市をつくる権利』（02年3月 五十嵐敬喜著）（憲法上の権利）をどう位置づけるか？
  - (5) 「都市再開発-果てしなきサバイバル競争」  
（小川明雄『公共事業は止まるか』（01年2月 五十嵐敬喜・小川明雄編著）79~94P）  
→肯定するか、否定するか？
4. 新しい再開発の骨太の方針について
  - (1) 公共性概念の再構築（すべてはこのテーマに帰着する）  
従来の再開発の公共性=生命、財産の安全、防災・不燃化など  
今後の再開発の公共性=都市再生、活性化、産業誘導、福祉、都市環境の質
  - (2) 計画と事業の主体  
→官民のパートナーシップとなる。
  - (3) 公共優先による私権の制限が不可欠  
・期間（期限） ・多数決
  - (4) 小泉都市再生事業の具体例をめぐって公共性の議論が不可欠
5. 小泉都市再生の位置づけをより明確に
  - (1) 中曽根アーバンルネサンスの再来か（それでもo kか）  
cf 石田頼房教授らの批判（「市民政策」02年7月）
  - (2) 地方重視の自民党政治の終わりか？  
→はじめて都市重視政策の構築か？
  - (3) 緊急整備地域17地域に注目  
→都市計画の規制解除や民間会社による再開発などがどこまで機能するか？（東京の森ビルだけか）

## 第13章 まとめ

1. なぜ弁護士として都市問題・土地問題に関与するか
  - (1) 日本の政治・経済を見る大きなバロメーター
  - (2) 日本の民主主義を考える大きなバロメーター
  - (3) 日本のあらゆる法体系を考えるよき教科書
  - (4) 理念と現実とのバランスを考えるよきテーマ
  - (5) 「法的専門家かつ実践者」たる弁護士のテーマとして最適
2. 戦後57年というテーマ
  - (1) 戦後57年間の自民党的体質（土建国家、利益誘導、公共事業依存）  
（再開発も公共事業の1つ）の反省と克服の必要性  
→構造改革の必要性  
→自民党的政治は終わるか？

- ⇒政党再編成、知事連合、無党派層による新たな政治が必要
- (2) 戦後57年の日本の民主主義の見直しの必要性  
⇒観客民主主義、問題点先送り体質、集団無責任体制の見直し  
(憲法・集団的自衛権の見直し問題に注目)  
→制度の改革と価値観の転換が必要。  
→政治的、経済的に日本の国際的地位が後退する中、今の若者が日本をどう舵取りするかが問われている。
- ① 民主主義と政治(政党)の機能は？  
・聖域なき構造改革は進むか  
・政党の討論会、国会の議論は機能しているか
- ② 経済不況の克服は？  
・国際的な競争に目を向けた日本の産業、経済、金融の立て直しが不可欠  
・デフレ脱却、経済不況の克服が最低条件  
国債発行枠30兆円、不良債権処理、世界同時不況、デフレ・スパイラル、株安、特殊法人改革、失業率5%、中国経済1人勝ちetc.
- ③ アメリカ同時多発テロへの対応は？  
憲法、集団的自衛権、自衛隊etc.
- (3) 戦後57年の日本の法体系の見直しと司法制度改革の必要性  
司法改革は？  
⇒法曹人口、ロースクール、法曹一元、裁判員制度etc.

## 第14章 最近の映画から考える

### 1. 最近の映画から考える

- (1) 中国映画「宋家の三姉妹」・・・《歴史モノ》  
1936年 西安事件  
2001年 張学良が100歳で死去
- (2) 劇団四季ミュージカル「異国の丘」、東映「ホタル」、ハリウッド映画「パール・ハーバー」・・・《日本の戦争モノ》
- (3) ハリウッド映画「スパイゲーム」「9デイズ」「トータルフィアーズ」「エネミーライン」「ブラックホークタウン」など・・・《アメリカの戦争モノ》  
→ソ連崩壊後、アメリカの一人勝ち。世界の憲兵としての役割や生き残りのテロリストとの対決が焦点。その中での日本の役割、位置づけは？  
(瀋陽事件、日朝問題など)
2. 歴史を学ぶ。戦争を学ぶ。国を学ぶ。  
1931年 柳条湖事件から70年  
1941年 パール・ハーバーから60年  
1951年 サンフランシスコ講和条約締結から50年  
→そこから現在の日本のあり方を考える。
3. 「都市法政策」という学問分野への興味、切り口の多様性  
-映画ネタはグッド

以 上